農家支援活動機器（ミニパワーショベル）貸出のお知らせ
（詳しい内容は、貸出要領を参照してください）

組合では、組合員の農業経営安定と農作物の災害未然防止を図るためミニパワーショベルの貸出を行っています。

つくば支所管内（旧茨城県みなみ農業共済組合管内）に限る

1．受付方法　抽選受付日（受付時間：午前９時～正午）に電話にて受付。受付者の中から抽選を行います。抽選後、空きがある場合は先着順となります。

抽選受付日	5月2日(月)	7月1日(金)	9月１日(木)	11月1日(火)	1月4日(水)	3月1日(水)
貸　出　月	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	4・5月分

抽選受付連絡先　つくば支所　資産共済課　029-839-0167

2．貸出対象　農作物、畑作物、果樹、園芸施設、家畜、農機具共済及び農業経営収入保険いずれかの加入者(同一世帯の者を含む)

3．使用基準　使用者は小型車両系建設機械（整地等）運転資格修了証以上の資格を有すること。

4．貸出回数　同一世帯年度内１回

5．貸出機器　ミニパワーショベル３ｔ及びアタッチメント

※ アタッチメントの種類

・標準ﾊﾞｹｯﾄ（50ｃｍ）　・幅狭ﾊﾞｹｯﾄ（30ｃｍ）
・法面ﾊﾞｹｯﾄ（100ｃｍ）　・草刈機（有料）
・機械式ﾌｫｰｸ（小型車両系・車両系（解体用）の修了証が必須）

※ 本体とｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ（1種類のみ）を取付して貸出いたします。

6．貸出期間　木曜又は金曜から運搬日を含め原則５日間

7．貸出地域　つくば支所管内（旧茨城県みなみ農業共済組合管内）

8．管 理 費　維持管理費　：１日当たり 2,000円

草刈機管理費：１日当たり　600円

配送管理費　：片道一律　5,000円（往復 10,000円）

※自己配送の場合、配送管理費は無料（但し積載重量３ｔ以上の運搬専用車両に限る）

笠間支所管内（旧県央南農業共済組合管内）に限る

1．　受付方法　電話または来所にて受付（先着順）

受付連絡先　笠間支所　資産共済課　0296-72-7321

2．　貸出対象　農作物、畑作物、果樹、園芸施設、家畜、農機具共済及び農業経営収入保険いずれかの加入者(同一世帯の者を含む)

3．　使用基準　使用者は小型車両系建設機械（整地等）運転資格修了証以上の資格を有すること。

4．　貸出回数　同一世帯年度内２回

5．　貸出機器　ミニパワーショベル２ｔ及びアタッチメント

※ アタッチメントの種類

・標準ﾊﾞｹｯﾄ（50ｃｍ）

6．　貸出期間　運搬日を含め原則５日間

7．　貸出地域　笠間支所管内（旧県央南農業共済組合管内）

8．　管 理 費　維持管理費　：１日当たり 1,000円

※自己運搬。配送は行っておりません。

自己運搬については、積載重量２ｔ以上の運搬専用車両に限ります。

農家支援活動機器（ミニパワーショベル）貸出要領

いばらき広域農業共済組合

（目的）

第１　農家の損害防止と経営安定を図ることを趣旨とした農家支援の一環として、組合員に対し、小型車両系建設機械（ﾐﾆﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ）の貸出を行い、農地の改良等により農作物等の災害を未然に防ぎ生産性の向上に資する。

（貸出対象）

第２　この要領に基づく貸出対象者は次の要件を満たすことを条件とする。

（１）いばらき広域農業共済組合（以下「組合」という。）の組合員であること。

（２）農作物、畑作物、果樹、園芸施設、家畜、農機具共済及び農業経営収入保険のいずれかに加入があること。

（３）貸出地域においては、つくば支所、笠間支所の管内とする。

（４）農用地及びそれに準ずる土地に使用する事を目的としていること。

（５）（１）から（４）の要件を満たした場合でも組合が不適切と判断した場合は、貸出対象から除くこととする。

（貸出手順）

第３　貸出を希望する組合員は次の手順に従うこととする。

（１）申込は、事前に使用日と使用日数を連絡のうえ貸出予定を確認し農家支援活動機器使用許可申請書を提出すること。

①つくば支所管内：農家支援活動機器使用許可申請書（様式１）

②笠間支所管内：農家支援活動機器使用許可申請書（様式２）

（２）組合より使用許可を受けた申請者等は、以下の維持管理費を支払い、自ら機器を借受けること。

①つくば支所管内：１日当たり２,０００円

②笠間支所管内：１日当たり１,０００円

（３）組合での機器配送は、つくば支所管内とし、配送管理費（片道５,０００円）を支払うこと。

（４）アタッチメント草刈機の貸出は、つくば支所管内とし、草刈機管理費（１日当り６００円）を支払うこと。

（５）使用中に事故又は破損等した場合は、速やかに組合まで連絡すること。機器の状況によっては使用途中であっても返却すること。

（６）使用後は、点検・燃料（軽油）満タン・清掃後、返却すること。但し、清掃なく返却する場合は、清掃管理費（３,０００円）を組合に支払うこと。

（使用基準）

第４　貸出を希望する組合員及び使用者は次の使用基準を遵守すること。

（１）使用者は、小型車両系（整地等）建設機械以上の運転資格（修了証）所持者とする。

（２）アタッチメント機械式フォークは、小型車両系（解体用）建設機械以上の運転資格（修了証）所持者とする。

（３）貸出期間は機器の運搬を含めて原則５日間とする。天候上の理由で作業遅延の場合は組合に連絡し協議すること。

（４）年度内の貸出回数は以下のとおりとする。

①つくば支所管内：１回

②笠間支所管内：２回

（５）自己運搬は、貸出機器の機械質量以上の積載能力がある運搬専用車両とする。

（６）機器の配送は、つくば支所管内の自宅、作業場及び圃場等とする。

（７）悪天候（路面凍結含む。）等及び職員が搬入不可と判断した場合は、機器配送は行わないものとする。

（８）使用中は、安全運転で作業を行い機器の保守点検・整備に努めること。

（９）他人への又貸し、申請者又はオペレーター申請者以外の使用は厳禁とする。

（１０）故意又は過失による機器の破損及び盗難等については、組合で協議の上、申請者に対し損害賠償請求する。申請者は、組合からの損害賠償請求に対し賠償の責任を負うこと。

（１１）組合からの損害賠償請求において、保険が適用する場合は免責にかかる費用を組合に支払うこと。但し、保険適用外の場合は、すべての費用を支払うこととする。

（１２）貸出機器及び運搬車両等が故障及び盗難等の理由により、機器の貸出が不可能となった場合は、貸出が可能となるまで行わないものとする。

（１３）使用基準を遵守しない場合、その他組合が不適切と判断した場合及び緊急災害時等により組合が使用する場合は使用途中であっても返却するものとする。

（貸出規約）

第５　組合は次の事項について一切責任を負わない。

（１）機器貸出中の対人及び対物事故の損害。

（２）使用圃場、隣接圃場内の土地建造物、作物及び他の有形物に対する物理的又は化学的損害。

（３）機器の破損及び盗難等による第三者への損害。

（４）使用者（申請者）の一切の事故及び損害。

（その他）

第６　その他の事項については次のとおりとする。

（１）現場での利用状況の確認及び記録（写真撮影）に同意すること。

（２）この要領にない事項に関しては、組合の指示に従うこと。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（様式１）

農家支援活動機器（ﾐﾆﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ）借受使用許可申請書

年　月　日

いばらき広域農業共済組合
組合長理事　　殿

申請者
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先　自宅＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
携帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農家支援活動機器(ﾐﾆﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ)を借受けたいので、別紙貸出要領に同意し借受申請します。なお、申請者又はｵﾍﾟﾚｰﾀｰ申請者以外は使用しません。また、借受期間中の破損等については、損害賠償請求に対し賠償責任を負うことに同意します。

《申請者記入欄》

使　用　期　間	年　月　日 ～		年　月　日	
使　用　目　的				
配　送　方　法	受取時		返却時	
機　器　形　式				
アタッチメント		標準バケット(50cm)		草刈機
		幅狭バケット(30cm)		機械式フォーク
		法面バケット(100cm)		
オペレーター名 （申請者と異なる場合のみ）				

《申請時注意点》

※　小型車両系(整地等)建設機械以上の運転資格修了証のコピー(両面)添付
※　小型車両系(解体用)建設機械以上の運転資格修了証のコピー(両面)添付(機械式フォーク使用時)
※　維持管理費１日当たり２,０００円
※　配送管理費片道５,０００円(組合での機器配送)
※　草刈機管理費１日当たり６００円(草刈機使用時)

《組合記入欄》

貸出号機	号機	管理費等	円
備　　考			

（様式２）

農家支援活動機器（ﾐﾆﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ）借受使用許可申請書

年　月　日

いばらき広域農業共済組合
組合長理事　　殿

申請者
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先　自宅＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
携帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

農家支援活動機器(ﾐﾆﾊﾟﾜｰｼｮﾍﾞﾙ)を借受けたいので、別紙貸出要領に同意し借受申請します。なお、申請者又はｵﾍﾟﾚｰﾀｰ申請者以外は使用しません。また、借受期間中の破損等については、損害賠償請求に対し賠償責任を負うことに同意します。

《申請者記入欄》

使　用　期　間	年　月　日 ～　年　月　日
使　用　目　的	
配　送　方　法	自己運搬　※配送は行っておりません
機　器　形　式	MMR20CR
アタッチメント	標準バケット
オペレーター名 （申請者と異なる場合のみ）	

《申請時注意点》

※　小型車両系(整地等)建設機械以上の運転資格修了証のコピー(両面)添付

※　維持管理費１日当たり１,０００円

《組合記入欄》

管理費等	円	返却日	年　月　日
受 付 者		備　考	